

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月25日提出

霧島市長 前田 終止

記

- 1 対象施設名 霧島市隼人庭球場、霧島市民隼人温水プール及び霧島市民隼人健康温水プール
- 2 指定管理者 霧島市隼人町内山田一丁目14番16号
特定非営利活動法人隼人錦江スポーツクラブ
- 3 指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1 霧島市隼人庭球場の概要

- ① 施設名 霧島市隼人庭球場
- ② 位置 霧島市隼人町松永1678番地1
- ③ 建築年度 平成15年度
- ④ 構造・面積 面積 2,238㎡
- ⑤ 設置目的 市民の健康の維持及び増進と教養の向上並びにスポーツ技術の向上に寄与するため設置
- ⑥ 年間利用者数 14,948人（平成25年度実績）
- ⑦ 年間利用料金 1,036,170円（平成25年度実績）

2 霧島市民隼人温水プールの概要

- ① 施設名 霧島市民隼人温水プール
- ② 位置 霧島市隼人町松永二丁目80番地
- ③ 建築年度 昭和43年度
- ④ 構造・面積 鉄骨造一部他構造平屋建 延床面積 791㎡
- ⑤ 設置目的 市民の増大する健康づくり志向に寄与し、市民の心身の健全な発達と健康増進を図るため設置
- ⑥ 年間利用者数 16,627人（平成25年度実績）
- ⑦ 年間利用料金 2,854,020円（平成25年度実績）

3 霧島市民隼人健康温水プールの概要

- ① 施設名 霧島市民隼人健康温水プール
- ② 位置 霧島市隼人町松永1678番地1
- ③ 建築年度 平成18年度
- ④ 構造・面積 鉄骨造平屋建 延床面積 407㎡
- ⑤ 設置目的 市民の増大する健康づくり志向に寄与し、市民の心身の健全な発達と健康増進を図るために設置
- ⑥ 年間利用者数 8,565人（平成25年度実績）
- ⑦ 年間利用料金 1,699,930円（平成25年度実績）

4 指定管理者の概要

- ① 団体の名称、代表者及び所在
 - 名称 特定非営利活動法人隼人錦江スポーツクラブ
 - 代表者 理事長 山崎 亨
 - 所在 霧島市隼人町内山田一丁目14番16号
- ② 組織
 - 設立年月日 平成15年4月
 - 認証 平成18年1月12日法人認証
 - 資本金 なし
 - 従業員数 25人

- 主な事業内容
- ・各種スポーツプログラムの運営事業
 - ・文化・スポーツを基本とした健康増進に関する事業
 - ・スポーツイベント運営事業
 - ・スポーツ及び公共施設管理に関する事業
 - ・指導者及びスポーツボランティアの育成に関する研修事業
 - ・スポーツ指導者の派遣事業
 - ・物品販売事業
 - ・物品等貸付事業
 - ・スポーツ交流事業
 - ・会員相互の親睦事業

5 評点結果

特定非営利活動法人隼人錦江スポーツクラブ
801点
指定管理候補者選定委員会では、申請者から提出された事業計画書等を審査し、申請者へのヒアリングを踏まえ、各委員（10人）がそれぞれ評点（100点満点）を行った。

6 選定結果の概要

指定管理候補者選定委員会では、上記申請者について、指定管理候補者として適当か否かの協議を行い、特定非営利活動法人隼人錦江スポーツクラブを適当と認め、次の選定意見をとりまとめた。

（主な選定意見）

- ・従業員の接遇の面で、平成25年度の利用者アンケートでは、「満足」「やや満足」が89.2パーセント、「普通」が8.6パーセントと、市民の皆様も大方満足されている状況であり、安心して任せられる。
- ・市民の方々からの運営時間についてのニーズには、可能な限り利便を図るとの提案を評価した。
- ・定期的な各種スポーツプログラムや研修会、ソフトテニスなどの教室を自主事業の講座として開講している。楽しく受講しているとの意見も現地の利用者から聞かれた。プールの運動で膝が良くなったなど、市民からの評判も良い点を評価した。
- ・利用者の増加を図る努力をしながら、指定管理料を削減することが計画されている点を評価した。
- ・可能な限り女性職員の配置を行うなどの利用者の利便性の向上に努めるとともに、鹿児島高専と連携した取組や市内雇用、職員の資質向上に向けた提案を評価した。